

令和8～10年度独立行政法人日本芸術文化振興会

損害保険契約締結の媒介業務の委託

募集要領

独立行政法人日本芸術文化振興会

1. 公示日 令和7年9月19日

2. 契約担当役等

契約担当役

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長 長谷川 真理子

3. 趣旨

保険の調達においては、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下、「振興会」という。）に存在するリスクを調査・分析し、振興会にとって最適な内容の保険を設計することが必要である。本件は、合理的な損害保険契約を締結するに当たり、振興会と保険会社との間で中立的な立場であり、専門性の高い提案を行うことのできる保険仲立人に媒介業務を委託するものである。

契約相手先の特定に当たっては、提案内容及び業務の実施体制について入念に比較・検討する必要がある。よって、簡易公募型プロポーザル方式により広く募集し、最も振興会の要求に合致する者と契約を締結することとする。

4. 業務概要

(1) 件名

令和8～10年度独立行政法人日本芸術文化振興会損害保険契約締結の媒介業務の委託

(2) 業務内容

別冊1「仕様書」のとおり

(3) 期間

①契約期間

保険仲立人指名の日から令和11年4月1日（日）午後4時まで

②履行期間

保険仲立人指名の日から契約期間中に媒介した保険契約業務が完了するまで

5. 支払条件

本件業務の媒介手数料は、保険仲立人から保険会社に請求するものとする。振興会は媒介手数料を負担しないので、本件業務の媒介手数料を振興会に請求する場合は受注候補者として特定しない。なお、本件業務以外のサービス（コンサルティング業務等）については、本契約に含まれないので留意すること。

6. 参加資格

(1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 企画提案書の提出期限の日から企画提案書の特定の日までに、独立行政法人日本芸術文化振興会、文部科学省又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の

処分を受けていないこと。

- (4) 保険業法（平成7年法律第105号）第286条により、保険仲立人として内閣総理大臣の登録を受けた者であること。
- (5) 保険業法第291条第1項に定める保証金の供託を行った者又は同法第291条第3項により保証金の全部若しくは一部の供託をしないことができると認められた者であること。
- (6) 損害保険仲立人資格を有する担当者を配置できること。
- (7) 企画提案書の審査基準に示す欠格に該当しない者であること。（募集要領別紙参照）
- (8) 契約担当役が別に指定する反社会的勢力に該当しない旨の誓約書に誓約できる者であること。

7. 審査のための提出書類

- (1) 参加を希望する者は、以下に掲げる書類を提出しなければならない。
 - ①企画提案書（様式1）
 - ②企画提案者が保険仲立人として内閣総理大臣の登録を受けていることを証明する書類の写し（※1）
 - ③企画提案者が保証金の供託を行っていること又は保証金の全部若しくは一部の供託をしないことができることを証明する書類の写し（※2）
 - ④配置予定の主担当者及び副担当者の「損害保険仲立人資格認定証」の写し（※1）
 - ⑤配置予定の主担当者及び副担当者について、企画提案者との直接的かつ恒常的な雇用関係の有無を確認できる資料（健康保険被保険者証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書等）の写し（※3）
 - ⑥企画資料（様式2～7）
 - ⑦誓約書（様式8）
 - ⑧女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定及びプラチナえるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書の写し（取得している場合のみ）
 - ⑨次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定、トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書の写し（取得している場合のみ）
 - ⑩青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書の写し（取得している場合のみ）
 - ⑪女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画策定届の写し（策定義務がない事業者で策定している場合のみ）
- ※1：企画提案書の提出期限の日（令和7年10月27日）において、取消を受けていない又は有効期間内であること。
- ※2：有価証券によって供託している場合は、企画提案書の提出期限の日（令和7年10月27日）において、償還期限を迎えていないこと。また、保証金の全部又は一部の供託をしないことができると認められている場合は、企画提案書の提出期限の日（令和7年10月27日）において、有効期間内であ

ること。

※3：健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、「保険者番号、被保険者証等
記号・番号及びQRコード」をマスキング（墨塗り）の上、提出すること。

(2) 提出期限、場所及び方法等

①提出期限 令和7年10月27日（月）午後5時

※受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時までとする。

②提出場所 〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1

独立行政法人日本芸術文化振興会 財務部契約課契約係 本多
電 話 050-1754-5981（直通）

③提出方法 持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。なお、電送によるものは受け付けない。

④提出部数 上記（1）⑥を除き、各1部とする。⑥については正本1部と副本8部を作成すること。副本には、提出者を特定することができる内容（具体的な企業名、社章等、担当者名等）を記載してはならない。

8. 企画資料の作成様式及び記載上の留意事項

(1) 企画資料作成上の基本事項

- ・企画資料の様式は別冊2「企画提案書等提出様式」に示すとおりとする。
- ・文字サイズは10ポイント以上とする。
- ・各様式は、適宜、頁数を追加して記載することができる。
- ・説明のために資料を添付することができる。
- ・各様式は、実績を証明するための資料を除き、説明資料を含めて全体で20枚程度までとする。

(2) 企画資料の内容に関する留意事項

記載事項	様式	内容に関する留意事項
1. 事業者の概要	様式2	・令和7年度の「元受保険料」及び「コンサルティング報酬額」は企画提案時点での見込み金額を記載すること。
2. 配置予定担当者の経歴	様式3	・主担当者及び副担当者の氏名、保有資格等を様式3に記載すること。
3. 業務の実施体制及び保険対象事故発生時等のサポート体制	様式4	・主担当者及び副担当者のほか、窓口となる担当者の氏名、役割等を記入し、保険対象事故発生時のサポート体制及び緊急連絡体制を図示すること。
4. 業務の実施方針	様式5	・振興会の特性及び事業内容を踏まえ、どのように業務を実施するのか、基本的な考え方を記載すること。 ・振興会の特性及び事業内容は、別冊1「仕様書」、振興会のホームページ及びその他公表済みの情報を参照すること。

5. 業務に係る作業計画	様式6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年度保険プログラムの構築までに必要な作業及び日程を記載すること。 ・ 企画提案者と振興会の役割を明確にし、合理的かつ妥当性のある業務の具体的な実施スケジュールを記載すること。 ・ 業務工程ごとの着手時期、期間等を分かりやすく図示すること。
6. 最適な保険プログラム案の提案（検討事項を含む。）	様式7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振興会の特性及び事業内容を踏まえ、想定されるリスクを分析したうえで、振興会にとって最適と思われる保険プログラム案及び検討事項を提案すること。

9. 企画提案書を特定するための審査方法及び審査基準
別紙「審査基準」による。

10. 企画提案書の特定

- (1) 企画提案書の提出者（以下「企画提案者」という。）が上記6. に掲げる資格を満たしているかの確認を、上記7. (2) ①の提出期限の日を基準日として行う。
- (2) 上記6. に掲げる資格を満たしている企画提案者の企画提案書の中から、別紙「審査基準」に掲げる基準に基づき、本件業務に最も適合していると認められる者の企画提案書を特定する。
- (3) 上記(2)の特定の結果は、遅滞なく書面により通知する。

11. 特定後の手続

振興会は、上記10. により特定された者と契約を締結する。契約に当たっては特定された企画提案書のすべてを採用するものではない。

契約締結時、契約相手方は保険業法第294条第4項に定める事項を記載した書面を振興会へ交付すること。契約締結後、振興会は契約相手方へ「保険仲立人指名状」を発行する。

12. 非特定理由に対する質問書について

- (1) 企画提案書を特定されなかった者は、文書によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) 提出期限、場所及び方法
 - ①提出期限 上記10. (3) の通知した日の翌日から起算して7営業日以内
※受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時までとする。
 - ②提出場所 上記7. (2) ②に同じ。
 - ③提出方法 持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。なお、電送によるものは受け付けない。
- (3) 上記(1)の質問に対する回答期限及び方法
 - ①回答期限 上記(2)①の提出期限の日の翌日から起算して10日以内に回答す

る。

②回答方法 質問回答書を郵送する。

1 3. 本件手続きに対する質問書の提出期限、場所及び方法等

(1) 本件手続きに対する質問がある場合は、文書（様式9）により提出すること。

(2) 提出期限、場所及び方法

①提出期限 令和7年10月20日（月）午後5時

②提出場所 上記7.（2）②に同じ。

③提出方法 持参、郵送（提出期限内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、電子メール又はFAX（電話にて着信を確認すること。）により受け付ける。

電子メール keiyakuka-nt@ntj.jac.go.jp

FAX番号 050-3385-3233

※持参の場合、受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時までとする。

(3) 質問に対する回答は、振興会のホームページ上で公開するので、各自で確認すること。

1 4. 再委託

受注者は損害保険契約の媒介業務を第三者に委託してはならない。ただし、事前に振興会の書面による承諾を得た場合に限り、関連する付随業務の一部を第三者に委託することができる。

1 5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は、企画提案者の負担とする。

(3) 契約保証金 免除

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 企画提案書の無効等

①虚偽の内容が記載されている企画提案書は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

②企画提案書が次の条件のいずれかに該当する場合は失格となることがある。

ア) 上記8. に示した事項に適合しないもの。

イ) 本募集要領に定める提出期限、場所及び方法等に適合していないもの。

ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記7.（2）②に同じ。

(8) 企画提案書は、返却しない。

(9) 企画提案書は、本手続以外に企画提案者に無断で使用しない。ただし、企画提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するために必要がある場合は、公表することがある。

- (10) 企画提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (11) 企画提案書の提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
また、企画提案書に記載された担当予定者は、病床、死亡、退職等の極めて特別な理由があると認めた場合を除き当該予定者を配置できない場合は、企画提案書の特定についてはこれを取り消す。
- (12) 企画提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。
- (13) 本募集要領の様式1及び様式8の押印は省略することができる。ただし、その場合、書類上の「本件責任者及び担当者」に氏名及び連絡先を記載すること。
- (14) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（振興会HPトップページ>調達情報）を参照の上、その内容について同意了承すること。
(参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>)

以上

審査基準

(令和8～10年度独立行政法人日本芸術文化振興会損害保険契約締結の媒介業務の委託)

<p>I 企画提案書の特定方法</p> <p>○提出された企画提案書について、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）内に設置する企画選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、下記Ⅱの得点が最も高い企画提案書を特定する。</p> <p>○必要に応じ、審査期間中に企画提案書の詳細に関して追加資料の提出や説明を求めることがある。</p> <p>○下表（1）～（7）に定める項目のうち、一部の評価が著しく低い場合等、別途検討の必要があると認められる場合は、再度必要な審査を行う。</p> <p>Ⅱ 評価方法</p> <p>選定委員会の委員ごとに、下表（1）～（6）の各項目について次の〔評価基準〕による5段階又は3段階評価を行うとともに、企画提案者がワーク・ライフ・バランス等の推進に係る保有認定書等を有する場合は、下表（7）のワーク・ライフ・バランス等の推進に係る評価に基づき、（1）～（6）の評点に加点し、各委員の合計点の平均を企画提案者の得点とする。</p> <p>〔（1）～（7）の評価基準〕</p> <p>（5段階評価）10点、8点、6点、4点、2点 又は 5点、4点、3点、2点、1点</p> <p>（3段階評価）10点、6点、2点</p>

項目	評価の着目点	配点	記載なしの場合
(1) 事業者の概要 (10点満点)			
	① 保証金等の金額及び内訳の適否 ・賠償資力の確保は適正か	5点	*
	② 損害保険仲立人有資格者数の多少 ・当該資格保有者が多数所属しているか	5点	*
(2) 事業者の実績 (10点満点)			
	① 令和2年4月以降における元受保険料の多寡 ・当該業務に係る契約実績は豊富か	5点	-
	② 令和2年4月以降におけるコンサルティング報酬額の多寡 (平均値) ・主な収入源である当該報酬は潤沢か	5点	-
(3) 業務の実施体制及び保険対象事故発生時等のサポート体制 (10点満点)			
	① 振興会の特性を踏まえた即応体制の適否 ・緊急時の連絡を含め常時連絡可能な体制が整備されているか	10点	*
(4) 業務の実施方針 (10点満点)			
	① 振興会の特性を踏まえた業務に関する基本的な考え方の適否 ・振興会の特性・事業に対する理解が示されているか	10点	*
(5) 業務に係る作業計画 (10点満点)			
	① 保険プログラム構築までの作業計画の適否 ・作業内容、振興会との作業分担、日程は妥当か	10点	*
(6) 最適な保険プログラム案の提案 (検討事項を含む。) (30点満点)			
	① 振興会の特性を踏まえた提案内容等の適否 ・振興会の特性及び事業内容を踏まえた妥当性の高い保険プログラム案が提案されているか	10点	*
	② リスクに対する提案の的確性 ・振興会の特性及び事業内容を踏まえたリスクが適切に分析されているか ・想定するリスクとそれに対する保険プログラム案の提案が具体的かつ妥当か	10点	*
	③ 提案内容の実行可能性と振興会にとって有利な事項の有無 ・提案内容は振興会にとって導入・継続が現実的かつ有益であるか	10点	*

(7) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 (5点満点)

以下①から③の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により加点する。ただし、複数の認定等が該当する場合、最も得点が高い区分により加点する。(以下の認定等を有しない場合、本項目は0点となる)。内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて加点する。

①	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等の有無	5点	
	・プラチナえるぼし認定	(5点)	
	・えるぼし3段階目	(4点)	
	・えるぼし2段階目(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)	(3点)	
	・えるぼし1段階目(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)	(2点)	
	・行動計画策定済 ※女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。	(1点)	
②	次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)等の有無	5点	
	・プラチナくるみん認定 ※次世代法第15条の2の規定に基づく認定	(5点)	
	・くるみん認定(R7.4.1以降の基準※1) ※1:次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定	(4点)	
	くるみん認定(R4.4.1以降の基準※2)、トライくるみん認定(R7.4.1以降の基準※3)、くるみん認定(H29.4.1~R4.3.31までの基準※4)、トライくるみん認定(R4.4.1~R7.3.31までの基準※5) ※2:次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定(ただし、くるみん認定(令和4年3月31日までの基準)を除く。) ※3:次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定 ※4:次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定(ただし、くるみん認定(平成29年3月31日までの基準)を除く。) ※5:次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定	(3点)	
	・くるみん認定(H29.3.31までの基準※6) ※6:次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定	(2点)	
	・行動計画策定済(R7.4.1以降の基準※7) ※7:次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの	(1点)	
③	青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定)の有無	4点	

(注) *が付されている評価項目において、記載が無い場合は欠格とし、特定しない。